

# ほ場整備ソフト事業の手引き

(農業経営高度化支援事業)

～ほ場整備と一体的に進める農地利用集積～  
【第4版】



令和3年度小中学生による「美しく豊かなおらづくり」  
絵画コンクール 小学校高学年の部 金賞受賞作品

## 目次

1 ほ場整備の効果	.....	1
2 ほ場整備事業のしくみ	.....	4
3 ソフト事業のすすめ方	.....	7
4 促進費交付事業の概要	.....	9
5 優良事例の紹介	.....	11

令和4年  
岩手県農林水産部農村建設課

# 1 ほ場整備の効果

## 地域や農家の課題

田んぼが小さく、耕作条件が悪くて誰も借りてくれない

規模拡大したいが条件が悪いほ場ばかり

今のままだと耕作放棄地が増えてしまう

米生産をもっと効率よくできないものか

田んぼがぬかるんで転作できない

地域に農地の受け皿となる担い手組織が必要だ！

こうした課題の解決を「ほ場整備」がお手伝いします！

## ほ場整備の効果

田んぼが大きく、用排水路が新しく、農道が広くなり、働きやすくなります。



【事業前】(10a区画)

(奥州市 K地区)



【事業後】(1ha区画)



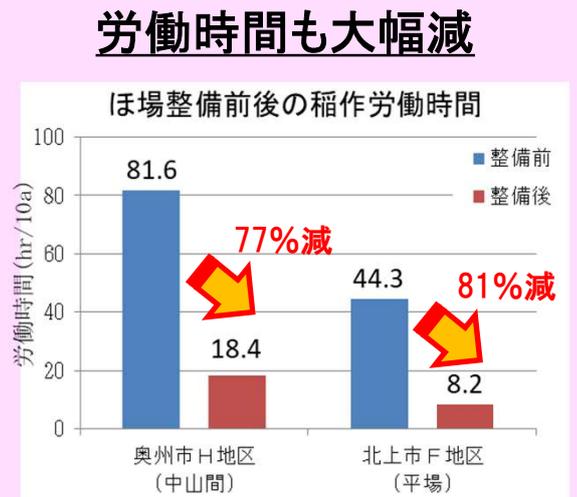
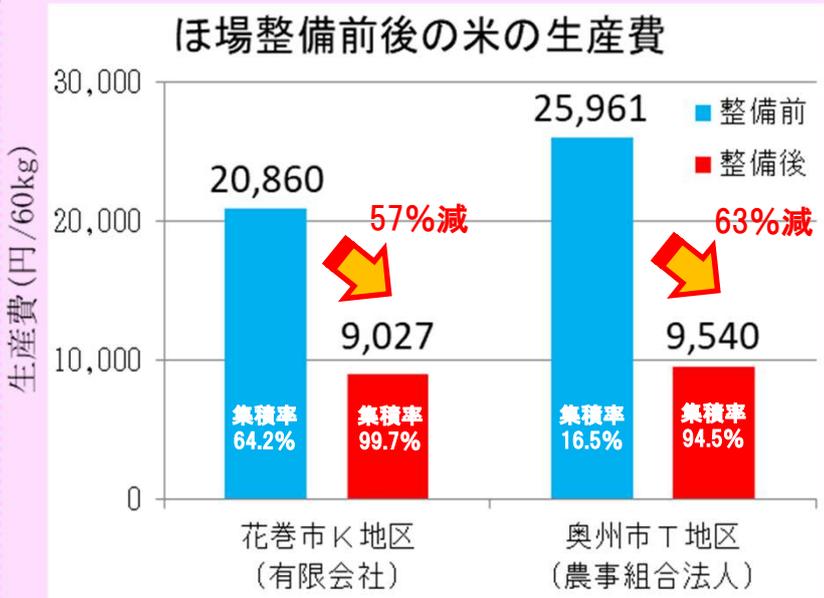
【整備前】(3.8ヶ所/人)



【整備後】(1.6ヶ所/人)



# ほ場整備(ハード) & 農地集積(ソフト)により、米の生産費が大幅減



ほ場整備を契機に法人を設立。地域の農地は法人が守ります！

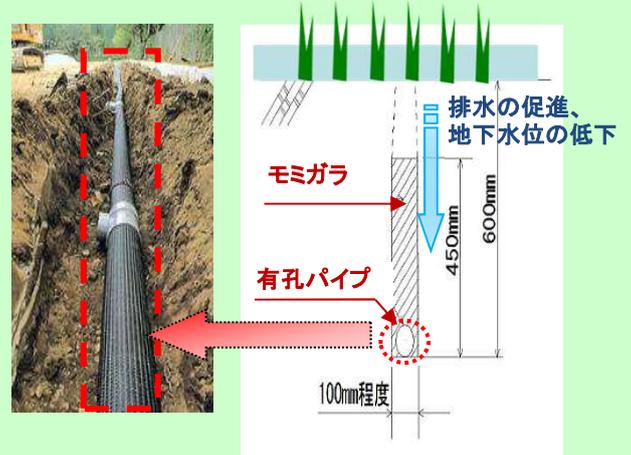


大型機械もフル稼働

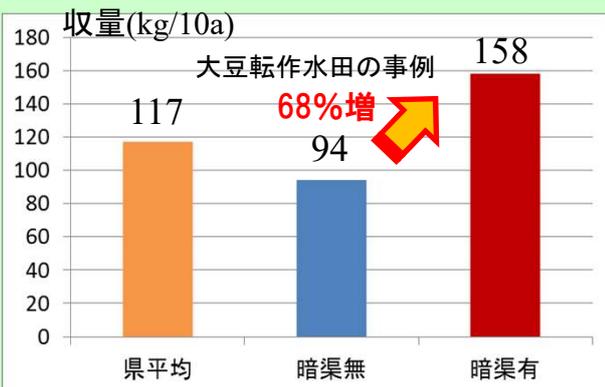
# 排水対策により、収量が大幅に向上



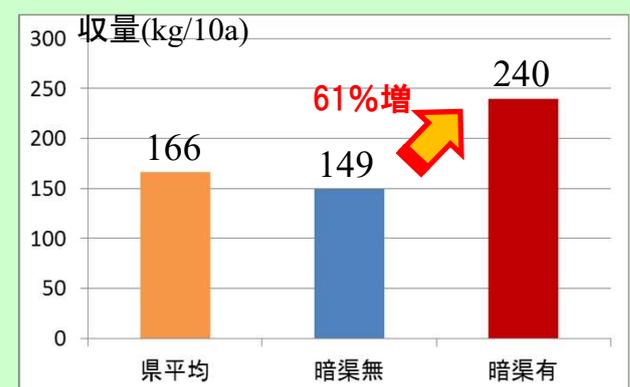
暗渠排水の効果により、湿田が解消され、転作作物の収量増が期待できます。



## 【大豆】収量が7割増



## 【小麦】収量が6割増



収量は、県内6市町の試験ほ場(大豆10地点、小麦17地点)における調査結果(H22,23の平均値)

# ほ場整備事業によるハード・ソフトの推進により、担い手育成(法人化等)が進み、農地集積率も大幅に向上

## 1 担い手育成の促進

ほ場整備地区では、事業を契機に100を超える農業法人が新たに設立（事業前9法人 → R3実績139法人）

【事業実施前後における担い手の数】(R4.5農村建設課調べ)

	営農組織	農業法人	個人(人)
実施前	25	9	1,023
実施後	71	139	1,066
増減	46	130	43

## 2 農地集積の促進

(R4年4月時点 農村建設課調べ)

### (1) 農地集積率が大幅に増加(事業前19.4% → R3実績79.9%)

【農地集積の推移】(R元～R3)

年度	完了地区数	受益面積 (ha) ①	担い手の経営面積 (ha)		集積増加面積 (ha) ③-②	集積率(%) ③÷①	従前の 集積率(%) ②÷①	増加率 (ポイント)
			実施前 ②	年度末実績 ③				
R元	100	13,126 (13,950)	2,453	10,420	7,967	79.4	18.7 (17.6)	60.7 (61.8)
R2	105	14,062 (14,902)	2,872	11,234	8,362	79.9	20.4 (19.3)	59.5 (60.6)
R3	106	14,082 (14,928)	2,894	11,256	8,362	79.9	20.5 (19.4)	59.4 (60.5)

※H8からR3までの完了地区に係る集積状況。下段の( )内は、事業実施前。

### (2) 農地中間管理機構転貸面積の75%は、ほ場整備地区。

令和3年度までの農地中間管理機構による転貸面積のうち、ほ場整備実施または完了地区が75%を占めている。

理由としては、整備された農地は作業効率が良く、担い手の借り入れ希望が多いことや、農地利用集積ソフト事業により集積に関する出し手受け手の話合いの場が確保されていることなどが挙げられる。

平成26～令和3年度農地中間管理事業による転貸面積(18,565ha)



(R4年3月時点 農村建設課調べ)

# 2 ほ場整備事業のしくみ

ほ場整備事業の制度について説明します。

ほ場整備事業は、ハード事業(区画整理・用排水施設等の整備)とソフト事業(農地集積等への支援)により構成されています。

なお、“4つの要件(型)”がありますので、地域の実情に応じて選択してください。

型	①一般型	②集約化型	③ 農地所有適格法人等育成型	④機構関連
ハード	担い手を育成し、 農地集積を促進	担い手を育成し、 農地集積・集約化を促進	農地所有適格法人を設立し、農地集積を進めます	機構に貸し付けた農地を農家負担なしで整備
ソフト 農業経営高度化支援事業	<b>農業生産基盤整備事業</b> 区画整理、用排水施設、農道等の整備を行います。 ・負担割合例:国50%、県30%、市町村10%、 <b>農家10%</b> (中山間地域:国55%、県30%、市町村10%、 <b>農家5%</b> )			負担割合 国62.5%、県27.5%、市町村10%、 <b>農家0%</b>
	<b>指導事業、調査・調整事業</b> 県や市町村、土地改良区等が、担い手育成や農地集積、高収益作物導入支援等の指導や支援を行います。			
経営 育成 促進 事業	<b>農業経営高度化促進事業</b> 農地集積の達成度合いに応じ、促進費を交付します。 促進費は、農家負担金の繰上償還に活用でき、 <b>促進費の交付により、負担軽減が可能!</b> <b>ただし、促進費は事業完了後に交付されるため、負担金借り入れに伴う利子負担は必要です。</b> ⇒ 平場地域 農家負担:10% → 0% (利子負担必要) ⇒ 中山間地域 農家負担:5% → 0% (利子負担必要) ※促進費交付割合等詳細は9ページをご覧ください。			
	<b>経営体育成促進事業</b> (岩手県担い手育成農地集積事業) <b>事業負担額の6分の5以内(年度事業費の10%を上限)に相当する額</b> について、(株)日本政策金融公庫が土地改良区等に対し、 <b>無利子資金で貸付</b> を行う事業。			

※型のうち①は農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1第5の1(2)ア、②は同要領別紙1第5の1(2)イ、③は同要領別紙1第5の1(2)ウを満たすものをいう。

ほ場整備事業を行うためには、“要件1及び2”を達成しなければなりません。

①②③農業競争力強化農地整備事業

①一般型

②集約化型

③農地所有適格法人等育成型

④農地中間管理機構関連事業

要件1

受益面積が20ha以上  
(中山間地域は10ha以上)

事業対象農地が10ha以上  
(中山間地域は5ha以上)

① 事業完了時に、担い手の集積率が増加すること。

事業採択時	事業完了時
40%未満	⇒ 50%以上
40%～50%	⇒ 10ポイント引上げ
50%～55%	⇒ 60%以上
55%～90%	⇒ 5ポイント引上げ
90%～95%	⇒ 95%以上引上げ
95%以上	⇒ シェア引上げ

経営体育成促進事業を実施する場合は、上記に加え次の(1)又は(2)及び(3)を満たすこと。

(1) 全農家戸数に占める認定農業者の割合が、当該地区に係る地域担い手育成総合支援協議会が作成するアクションプログラムに定める目標割合以上であること。  
(2) 認定農業者数が、対象事業採択時に比べ30%以上増加すること。  
(3) 事業完了時に、担い手の集積率が増加すること。

事業採択時	事業完了時
20%未満	⇒ 30%以上
20%～50%	⇒ 10ポイント引上げ
50%～55%	⇒ 60%以上
55%～90%	⇒ 5ポイント引上げ
90%～95%	⇒ 95%以上引上げ
95%以上	⇒ シェア引上げ

② 事業完了時に、担い手の集約化率が増加すること。

事業採択時	事業完了時
23%未満	⇒ 30%以上
23%～35%	⇒ 7ポイント引上げ
35%～38.5%	⇒ 42%以上
38.5%～63%	⇒ 3.5ポイント引上げ
63%～66.5%	⇒ 66.5%以上
66.5%以上	⇒ シェア引上げ

経営体育成促進事業を実施する場合は、上記に加え次の要件を満たすこと。

事業完了時に、担い手の集約化率が増加すること。

事業採択時	事業完了時
13%未満	⇒ 20%以上
13%～35%	⇒ 7ポイント引上げ
35%～38.5%	⇒ 42%以上
38.5%～63%	⇒ 3.5ポイント引上げ
63%～66.5%	⇒ 66.5%以上
66.5%以上	⇒ シェア引上げ

③ 事業完了時まで農地所有適格法人が設立されること。(法人が既にある場合は、特定農業法人となること)  
かつ、事業完了時に、集積率が50%以上となること。

④ 事業対象農地の全てについて中間管理権が15年以上設定。  
事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手へ集団化(P.6用語解説参照)。  
事業対象農地を構成する各団地は1ha(中山間は0.5ha)以上の平坦化した農地。

事業対象農地の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上。(収益性とは販売額または生産コストで以下のとおり。)

区分	担い手への集団化要件	収益性要件
集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加する	—	①、②のいずれかを満たすこと ①販売額20%以上向上 ②生産コスト20%以上削減かつ米の生産コスト概ね¥9,600/60kg以下
集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加しない(※)	①～③のいずれかを満たすこと ①米の生産コスト概ね¥9,600/60kg以下 ②主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10%以上増加 ③主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額が概ね50%以上増加	①～④のいずれかを満たすこと ①販売額20%以上向上 ②生産コスト20%以上削減かつ米の生産コスト概ね¥9,600/60kg以下 ③生産コスト20%以上削減かつ主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10%以上増加 ④生産コスト20%以上削減かつ主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額が概ね50%以上増加

※集積・集約化率が概ね80%以上の地区は除く(該当地区は個別に相談)

※狭小・不整形や排水不良等生産コストの削減等を阻害する農地が事業対象農地の過半を占める地域

農地中間管理機構関連農地整備事業を適用する地区の考え方

【県営土地改良事業計画調査の手引き】

以下の3点を満たす地区であって、地元が採択を希望する地区に適用していく。

- ① 担い手への農地集積8割の目標達成に向けて相当程度の農地集積が見込まれること
- ② 担い手の収益性の向上が見込まれる営農計画があり、それを実現する担い手の育成が具体的に見込まれること
- ③ 事業計画公告日までの農地中間管理権の設定が可能と見込まれること

①～③の判定	申請地区選定基準
①	目標時の農地集積率が90%以上であること
②	地区の営農計画を実践する担い手と関係者が連携した具体的な行動計画が確認できること
③	採択申請書の提出までに、事業対象農地の全てにおける農地中間管理権の設定が確実と見込まれること

要件2

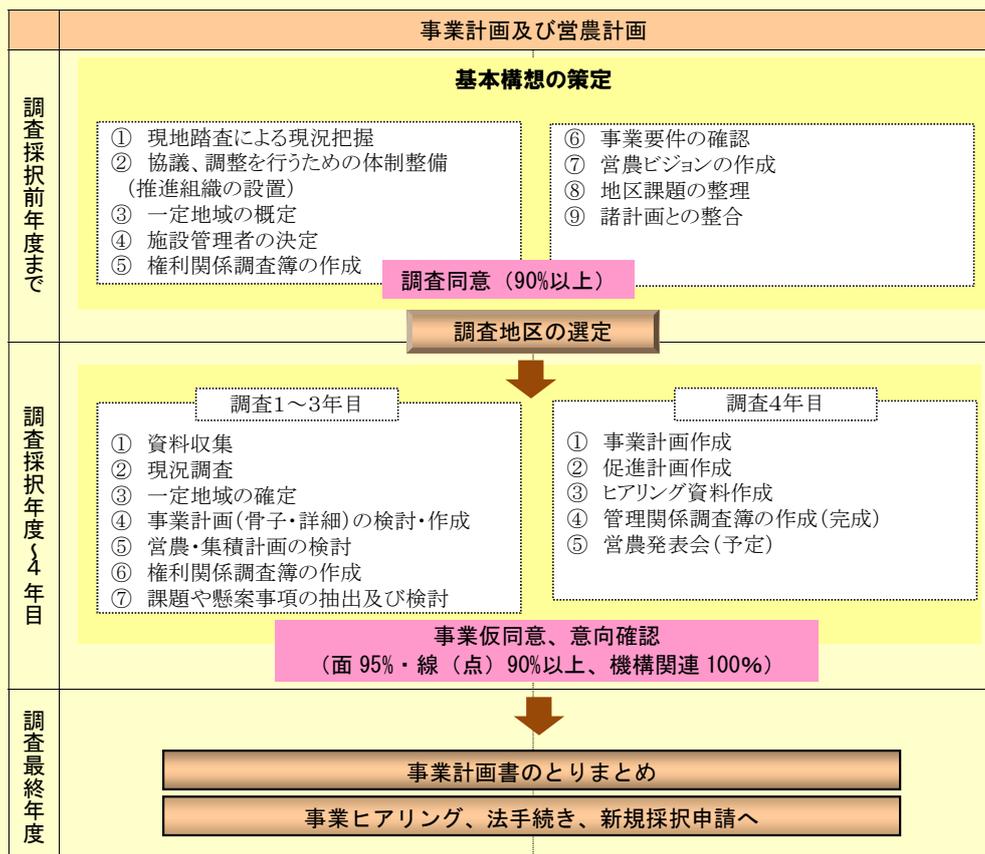
## 用語解説



- 前頁①～③の型の担い手とは、下記のいずれかをいう。
  - ・ 認定農業者(農業法人を含む)・・・認定農業者であること、又はなることが確実であること
  - ・ 生産組織・・・・・・・・規約があること、目標年度までに法人となり認定農業者となること、など
  - ・ 集落営農組織・・・・・・・・特定農業団体となること、規約があること、経理一元化など
  - ・ 中心経営体・・・・・・・・地域農業マスタープランに位置づけた中心経営体
- 前頁④事業の担い手とは、下記のいずれかをいう。
  - ・ 認定農業者・・・市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体
  - ・ 認定新規農業者・・・市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体
  - ・ 市町村基本構想水準到達者・・・効率的かつ安定的な農業経営の水準に達するとみなす経営体
- 集団化・・・担い手が耕作する2筆以上の農地が接続又は道水路を介して接続し、農作業の継続に支障がない農地のまとまりのこと。
- 目標年度・・・ハード完了予定年度から5年後までのいずれかの年度
- 中山間地域・・・「離島振興法」、「豪雪地帯対策特別措置法」、「山村振興法」、「棚田地域振興法」、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」により定められた過疎地域などの区域

## (参考)事業採択前の計画調査スケジュールの例 【県営土地改良事業計画調査の手引き抜粋】

- 地域の営農ビジョンと、その実現のための事業導入に向けた地域の合意が得られたところで計画調査に着手します。
- 計画調査では、土地改良法に基づく手続きに必要な土地改良事業計画書のほか、国庫補助事業等の採択申請に必要な事業計画書や営農計画書の策定などを行います。
- 計画書の内容は、受益者や市町村、土地改良区等の意向を踏まえつつ、環境配慮や埋蔵文化財等の社会的な要請と調和させながら、その地域の将来を見据えてとりまとめます。
- 事業計画の策定に当たっては、計画の妥当性や透明性の確保の観点から、「必要性」、「重要性」、「緊急性」、「効率性」に留意して進める必要があります。
- 標準的なスケジュールは下表を参考としてください。



# 3 ソフト事業のすすめ方

①



集落では、将来の営農構想を  
どうすればよいか悩んでいました・・・。

『「担い手」を誰にしたらいいの  
かなあ?』  
『「集積」って、どう進めればいいのか?』

②

指導事業

調査・調整事業



岩手県

市町村、土地改良区、JA

県、市町村、土地改良区、JAが、地域の  
営農構想づくりのお手伝いをしま  
す!

指導事業、調査・調整事業

③

地域の担い手が誕生!

地域の農業はオレ達  
にまかせろ!



地域みんなで話し合い、担い手を  
決めた!

『大型機械での作業は、担い手にお  
任せだ!』

『これで、集団転作にも取り組めるよ  
うになったぞ!』

④

農業経営高度化促進事業



みんなが協力して、担い手に農地を  
まとめたので地域の農業は安心だ。

『さらに、促進費を工事負担金に充て  
たことにより負担軽減されて助か  
る!』

農業経営高度化促進事業

事業スケジュール		工事期間	目標年度	目標年度の翌年度
ソフト事業	ほ場整備工事	→		
	指導、調査調整事業	→		
	農業経営高度化促進事業	→		
			集積確認	
			集積状況に応じ促進費交付	

# ～ソフト事業（農業経営高度化支援事業） の具体的な内容～

## I 指導事業

■ 事業主体：県

■ 補助率：

- ・ 平場 : 国50%、県50%
- ・ 中山間 : 国55%、県45%
- ・ 機構関連事業: 国62.5%、県37.5%

■ 実施内容：

県が担い手育成や農地集積のお手伝いをします。

[外部講師・指導員等謝金、旅費、資料代、印刷製本、通信費、委託費、会場使用料、物品賃借料、備品購入費など]

■ 取組事例

経営管理研修会【写真①】や、新規作物導入に向けた研修会【写真②】などを開催し、農家の皆さんの組織運営や農地集積に関する理解を深めています。



【写真①: 経営管理研修会】



【写真②: 畑作営農研修会】

## II 調査・調整事業

■ 事業主体：市町村、土地改良区、JA

■ 補助率：

- ・ 平場 : 国50%、市町村等50%
- ・ 中山間 : 国55%、市町村等45%
- ・ 機構関連事業: 国62.5%、市町村等37.5%

■ 実施内容：

市町村、土地改良区、JAが、担い手育成や農地集積などの集積促進計画の達成のためのお手伝いをします。

[外部講師・指導員等謝金、旅費、資料代、印刷製本、通信費、委託費、会場使用料、物品賃借料、備品購入費など]

■ 取組事例

農家の皆さんとともに、先進地研修会【写真①】や、農地集積計画に関する座談会【写真②】などを開催し、今後の地域ビジョンづくりに向けた合意形成を進めています。



【写真①: 先進地研修会】



【写真②: 地域営農座談会】

## III 農業経営高度化促進事業（詳細はP8～9参照）

■ 事業主体：県（土地改良区等へ交付）

■ 補助率：

- ・ 平場 : 国50%、県50%
- ・ 中山間: 国55%、県45%
- ・ 機構関連事業: なし

■ 実施内容：

農地集積状況に応じ、県が土地改良区等に「促進費」を交付します。

■ 実施例

「促進費」を金融機関から借り入れていた工事負担金の返済に充当。

# 4 農業経営高度化促進事業（促進費交付事業）の概要

## (1) 要件

【要件】 目標年度までに、中心経営体集積率※1が55%以上となること。

中心経営体集積率	助成割合			
	平場地域		中山間地域	
	集約化※2 加算有		集約化※2 加算有	
85%以上	6.8%	10.0%	4.0%	5.0%
75～85%	6.0%	8.4%	3.4%	4.2%
65～75%	5.2%	6.8%	2.8%	3.4%
55～65%	4.4%	5.2%	2.2%	2.6%

※1 中心経営体集積率 = 中心経営体への集積面積 / 受益面積

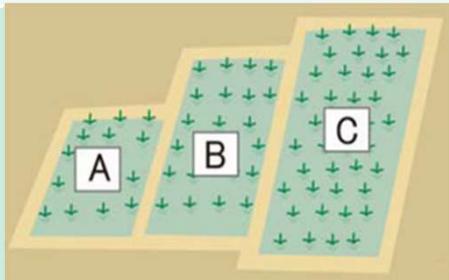
※2 集約化加算

中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合の加算  
集約化加算の対象面積は、10年以上の利用権設定又は10年以上の特定作業受委託契約を義務付け。

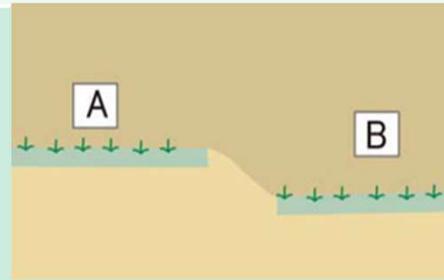
## (2) 集約化の定義・イメージ

集約化(面的集積)された農地とは、同一の中心経営体によって経営される以下のいずれかに該当するものであって、1ha以上のものをいう。

(1) 2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの



(4) 段状をなしている2筆以上の農地の高低差が作業の継続に影響しないもの



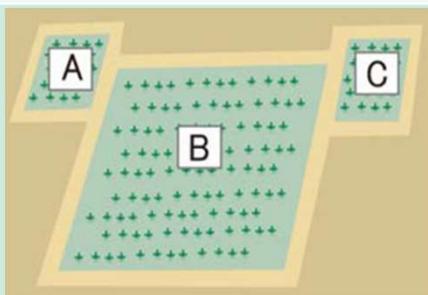
(2) 2筆以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの



(5) 2筆以上の農用地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの



(3) 2筆以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のないもの



# 地元説明の例（促進費と農家負担軽減）

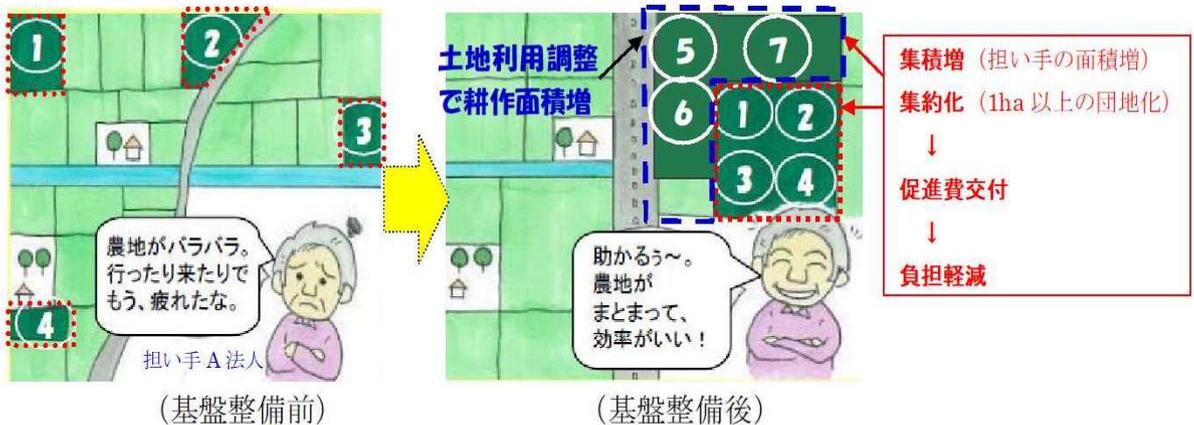
## 農家負担軽減策（促進費）及び負担金償還について

### （参考1）「促進費」制度について

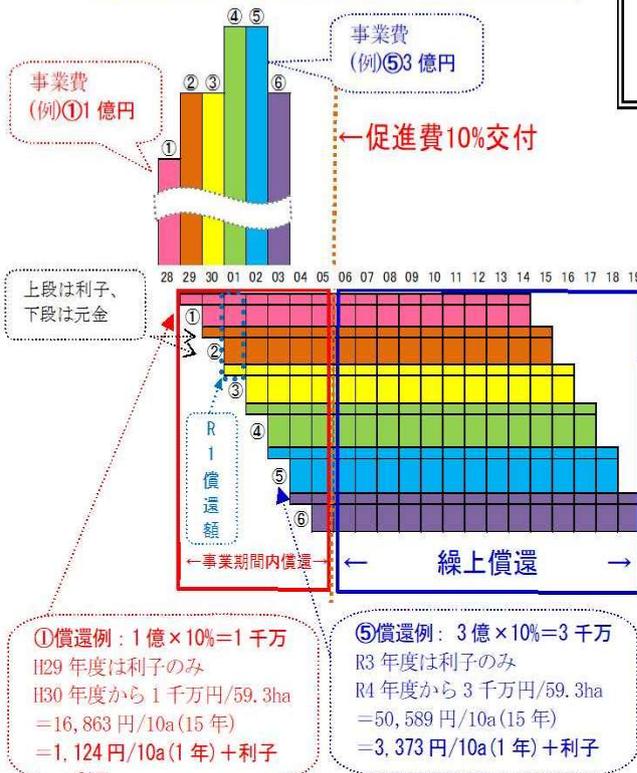
- ・担い手に農地を集積するとともに、農地を集約化することにより促進費（最大で事業費の10%）が交付される制度があります。
- ・最大10%の交付を受けるためには、担い手に85%以上の集積を図りつつ、集積した農地の80%以上を集約化する必要があります。

【最大10%の内訳】集積率85%以上→6.8%（例：100haの場合、85ha以上）  
集約化80%以上→3.2%（例：85haのうち68ha以上）

- ・なお、促進費の交付は、原則、基盤整備事業完了年度の翌々年度から2カ年交付で、市町村又は土地改良区に対して県から交付します。



### （参考2）負担金の償還について



- ・本グラフは、『負担金償還のイメージ』です。
- ・上のグラフは事業費、下のグラフは負担金の償還を示します。①～⑥の数字は上下で連動します。

- (1) 本試算は日本政策金融公庫に借入れを行い、1年の据置期間、償還期間15年の場合における試算です。
- (2) 償還利子は必ず発生します。
- (3) 促進費は農家負担を軽減する制度ですが、「事業完了後の交付」となり、事業期間中は負担が生じます。
- (4) (2)(3)から、負担ゼロとなりません!
- (5) 促進費は「集積実績」により交付されるため、確実に10%とは限りません。
- (6) 国の財政事情等により制度変更の可能性もあります。

# 5 優良事例の紹介

令和2年度農業農村整備優良地区コンクール 農林水産大臣賞受賞

## 農事組合法人上小田代の活動概要

- 1 上小田代ぶどう沢地区: 中山間地域総合整備事業(H25～R3) 地区面積20.2ha
- 2 農事組合法人上小田代の活動概要
  - ・ 地区内の96.2%を集積
  - ・ 山間地であり経営面積を大幅に拡大できない状況であるため、きゅうりや加工用トマトなどの高収益作物を導入するとともに、加工用トマトを利用した、トマトピューレ、トマト味噌ラーメン等を開発して販売を行い、地区全体の農業生産額の拡大を実現
  - ・ 高収益作物の導入や加工品の開発・販売を行うことにより、新たな雇用の機会を提供



きゅうりの選別状況



トマトピューレ

令和3年度東北農政局土地改良事業地区営農推進功労者表彰 東北農政局長賞受賞

## 農事組合法人宇部川ファーム

- 1 宇部川地区: 農村地域復興再生基盤総合整備事業(H25～R2) 地区面積80.3ha
- 2 農事組合法人宇部川ファームの活動概要
  - ・ 震災後、原形復旧にとどまらず基盤整備事業により大区画化した農地を農地中間管理事業で集積・集約化
  - ・ 湛水直播栽培により生産コストを低減。久慈地域特産短角牛へ給餌する粃米サイレージ製造、販売による耕畜連携
  - ・ ミントマトの養液栽培に取り組み集落内外の女性・高齢者を雇用するとともに、障がい者福祉施設へパック詰め作業を委託し農福連携を実施



粃米サイレージを給餌



ミニトマトの養液栽培

農事組合法人サンファーム小友

- 1 陸前高田地区(小友工区):東日本大震災復興交付金(農用地災害復旧関連区画整理事業)(H24~H28) 地区面積90.3ha
- 2 農事組合法人サンファーム小友の活動概要
  - ・ 地区内の92%を農地中間管理事業の活用により集積
  - ・ 高収益作物であるたまねぎの導入と栽培技術の研鑽により単収が向上
  - ・ 地域の稲田の風景を謳った「千町田(ちまちだ)」をパッケージに利用した生産米を販売し、「小友の良さ」や「小友の米」の魅力を発信



たまねぎの栽培



「千町田米」のパッケージ

農事組合法人遠野こがらせ農産

- 1 土淵地区:経営体育成基盤整備事業(H11~H25) 地区面積122.6ha
- 2 農事組合法人こがらせ農産の活動概要
  - ・ 地区内の95%を集積。法人の経営面積は約145ha
  - ・ 高収益作物であるピーマンを導入し、夏季の収入源と地域の女性や高齢者等の雇用の場を創出
  - ・ 地域の団体と連携し、農業体験など都市と農村との交流を行い、農業の理解醸成を促進



ピーマンの選果作業



直播田植機による田植え作業